新年のご挨拶

三原村長　久保 知章

村民の皆様　新年明けましておめでとうございます。

元日の銀世界は汚れない清潔感と緊張感の中で初日に両の手を合わせ、村民各位のご健勝と穏やかなお暮らしをお祈りすることができました。

昨２００８年（平成２０年）は１００年に一度とか言われるほど、政治・経済・社会あらゆる面でアメリカ型グローバリズムの矛盾・破綻の影響を諸に受けて混迷し、その影響は新年へと持ち越されてしまいました。海外では戦争・災害・貧困・政治的経済的混乱等々により数え切れない尊い【いのち：生命】が日々失われ脅かされています。

国内でも耳目を疑うような不幸な事態が多く発生しています。新年のスタートは決して平和・安全・安心を喜び合える状況ではありませんが、このような時代だからこそなおさらに村民それぞれに支えあい交流しあって今を耐え、次の時代への基礎作りをしていかなければなりません。

私も就任以来丸３年が過ぎました。その間多くの困難に直面し安楽といえる日々はありませんでしたが、職員をはじめ多くの村民各位のご理解とご支援のお陰をもちまして与えられた懸案をひとつずつ解決してくることが出来つつあります。大きな懸案でありました下切トンネルも貫通しまもなく完工いたします。この厳しい時代にあって、一歩いっぽではありますが前に向かっている村政を実感することができます。これからの時代、必ずや農山村の時代を呼び起こしていかなければなりません。田舎に陽を当てましょう。

全村公園化の景観的・産業的・文化的な内容を伴う大目標のもと、機構・人事・組織に検討を加えつつ、上部関係機関および県内外市町村との関係を大切にしつつ、地域振興と住民福祉の向上に全力投球してまいります。ど素人の背負う行政運営ではありましたが、この１年を、過去３年の経験を大いに生かし充実したものといたします。ひとつの区切りは次への成果としなければなりません。不惜身命の誓いに背くことなく最善をつくします。

終わりにあたり、元日のキリッとした空気の中で初日に祈った心に偽りはなく、村民各位のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ新年のご挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

消防

火のしまつ
君がしなくて
誰がする
119

住宅用火災警報器

消防法により**住宅用火災警報器**の設置が**義務**づけられました。取り付け場所は、**寝室**と寝室が二階などの場合は**階段**にも設置が必要とされています。尚、平成十八年六月一日以前に建築された住宅は、平成二三年の六月一日から義務づけになります。

購入する場合、地元の皆さんでまとめて買う方法（共同購入）をおすすめします。ある程度まとまった個数を一括購入することで、割引があるので割安感があります。一度地域のみなさんで話し合っていただけたらと思います。

火災予防

空気が乾燥して**火災**の起こりやすい気象状態になってきました。火の取扱いには充分注意をして下さい。又、風の強い日には、**たき火やあぜ焼き**などは絶対にしないようにして下さい。

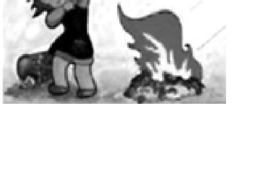

年末警戒

消防団では平成二十年も十二月二十五日～三十日まで年末警戒を行いました。又、来栖野婦人消防隊でも三十日に来栖野地区の夜警を実施しました。

年末年始に一件の火災も起こさないように全員一丸となって取り組みました。

新年のご挨拶

三原村議会議長　沢良木　浩伸

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、ご家族お揃いで希望に満ちた新春を迎えられたことと心よりお慶び申し上げます。

二〇〇九年の初めに臨み、村民の皆様にご挨拶申し上げます。

昨年来よりアメリカから端を発しました経済不況の波が全世界に達しまして、我が国日本でも雇用問題等が社会問題になっております。このような時、国会では定額給付金や経済対策緊急交付金等の二〇年度二次補正が審議されております。当村でもこれ等国、県の交付金や補助金を充分活用して、村民のためになる、より良い施策を早急に決定すべく鋭意努力をしているところです。大手企業による従業員の解雇などで田舎の一次産業の雇用が見直されております。ピンチをチャンスに変えるときであると思います。農業では米価の低迷により、ブロッコリーやゆずの作付面積を増しております。林業では作業道を造り、収入間伐を実施しております。高齢者が増え、後継者がいない所は各種団体や村内の企業への委託を含め考えていかなければと思います。

いずれにしましても、村民に付託を受けました我々議会人はこれら数多くの問題を執行部と議論を深め、三原村の生き残りを考えていかなくてはなりません。

議員一同、皆様への説明責任を忘れずに、又、ご指導とご協力をいただきながら本年も力を発揮していきたいと思いますので、なにぶんともよろしくお願い申し上げます。

村民の皆様のご多幸を祈念しまして、年頭の挨拶といたします。

出初め式

平成二十一年一月十一日（日）午前十時から、三原村農業構造改善センターにおいて、消防出初め式が三原村消防団、来栖野婦人消防隊、幡多西部消防組合三原分署、合わせて四六名で行われました。まず、全員が整列し通常点検が実施され、久保村長により服装点検などを受け、それぞれ緊張しながらも気を引き締めていました。

その後、久保村長による訓辞、続いて熊谷団長が平成二十年の総括と、新しい年に向けての取り組みなどを説明し終了しました。

議会だより

平成21年２月１日
発行：三原村議会　編集：議会広報委員会

12月定例会

○ 村長 行政報告 ………………………………………… ①ページ
○ 村政のここが聞きたい・一般質問 ………………… ①～②ページ
○ 12月定例会議案審議 ………………………………… ③ページ

村長 行政報告

亀ノ川下切トンネル工事の進捗状況本体工事は順調に施工されている。舗装・照明工事は12月発注３月完成・県道接続橋台工事１月完成・護岸・流路工は３月完成・亀ノ川側工事１件に付いても３月完成。来年度は下切側橋梁上部工・取り合い道路を予定している。

畜産センターの有効活用

高知はた農業協同組合より建物が三原村に無償譲渡された。村の障害者対策も十分ではなく県の指導もあり三原村の障害者共同作業施設として使用、障害者の支援に取り組みたい。

野町和嘉氏による講演会、撮影指導が母校の小中学生に行われ子供達に大きな感動を与えた。今後も年１回位芸術に触れる授業を計画していきたい。

海外研修旅行について今回は20台のパソコンを駆使し今までと違う発表が出来た。参加者も多く生徒１人１人が研修成果を発表し抱負を語り賞賛を得た。

一般質問

質問　横本議員

義務教育の医療費助成

子供達を安心して育てるためにも助成すべきでは

答弁　村長

今日の経済状況の厳しい中で保険制度を十分利用出来ない人が増えるかもしれないが将来を担う大切な子供達である、現時点で実施は難しいが検討はしていく。

質問　横本議員

農業振興をどのように進めているか　価格保証制度又雇用の面からも　二次加工「産品」の計画はないか。

答弁　村長

村では、農業振興が中心でなくてはならない。現場は農家の要望に答え　現時点では使命を果たしている、稲作あとの活用畑作と担当職員も苦労している、近々臨時職員を用意して対応する。米価の低迷もあり価格保証も真剣に考える。夢市場も含め付加価値を付ける様進めている。

質問　横本議員

地上デジタル難視聴ヶ所がある、村の対応は。

答弁　村長

来年２月に総務省が県内にテレビ受信者支援センターを開設し来年夏迄調査し新たな

難視聴地域の発生については国、県　放送事業者等協議し全戸が見えるよう努力する。
　平成20年度の調査によるとチューナーは安価な物で1万5千円、23年迄にはより安価になると予想され、現段階で助成は考えていない。

質問　川村議員

村長の行政姿勢

　一次産業の振興を公約に揚げ、3年間を総括し村民の要望にどの程度答えられたか。
　今後どの様な村作りを目指していくのか具体的な政策を示すべきではないか。
　来年度予算に一次産業、地域振興等に対し重点的に予算配分する事業計画はあるのか。
　高知県産業振興計画の中間とりまとめが11月に行われたが、今後村としてはどのように取り組むのか。

答弁　村長

　村民の要望には、ほぼ答えていると考える。行政が村民に見える形の方向性はできた。
　公約として一次産業の振興を公約に掲げた。村民の声に耳をかたむけ村の運営に努力している。全村公園化を目指し、安全、安心で心豊かに暮らせる村を目指す。その為に働く場所を提供しなければならない。個人経営には、要望に応じて対応を考える。集落営農的な組織作りや、小規模企業の設立を考えなければならない。
　来年度重点予算は、ブロッコリーを中心に稲作の裏作とユズ振興又堆肥造りを考えている。
　県の産業振興計画は県との関係を重要視しながら取り組む。一次産業、農林業振興は、村の最大の課題であり、具体的に機能させるのは農業公社だと考えている。現在の農業公社はブレーキがかかっており、役割をはたせるようご支援いただきたい。

質問　川村議員

財政状況

　交付税が減額され少子高齢化過疎が進む中で税収も年々減少し予算規模も縮小される事が想定される三原村ではどうか。
　一般会計より他会計への元利償還金の繰り出し金が多額となっており実質公債比率も高くなっている。現在の村債及び基金残高、実質運用可能残高はいくらか。
　現状の行政サービスを維持する場合中期財政計画による各年度の財政見通し、歳入減による財源不足は想定されているか。
　来年度以降手数料、使用料などの値上げを検討しているか。

答弁　村長

　本村は歳入総額の約86%が依存財源で自主財源が少ない情況である。財政健全化を判断する指標は、長期健全化基準は下回っているものの財政状況は健全なものとは言えない。地方交付税は平成16年度に減額となったが昨年度より以前の額を上回る交付税が算定されている。今後は不安定な状況であるが、財政運営に支障がない交付税制度の確立を国に働きかける事が重要である。
　特目基金を除く実質運用可能残高は、合計7億2千2百万円、村債は一般会計、特別会計を合わせて、合計38億8千4百万円。中期財政計画として、財政健全化計画及び公営企業経営健全化計画を作成し実施している。平成19年度より3ヶ年で総額1億1千2百万円の高金利地方債の繰上げ償還を予定している。余程乱雑な取り組み方をしない限り、財政破綻はないと考えている。公営企業経営健全化計画の中で、来年度より段階的に水道料の引き上げを実施するよう計画している。

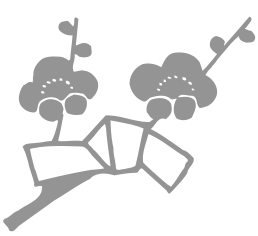

議案審議

平成19年度三原村一般会計歳入歳出決算の認定及び平成19年度三原村特別会計歳入歳出決算の認定の特別委員会中間報告

委員長　沖議員
現在慎重に審査及び調査を行っている、結審にいたってない。

● 幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更

質問　横本議員
今までの幡多広域の基金を半分取り崩すものと思うが不足分が出る心配はないか。

答弁　総務課長
基金に応じた事業展開になると思うので不足は生じない。

全会一致可決

●三原村国民健康保険税条例の一部改正

平成21年１月１日より産科医療補償制度が創設される事により、個人が病院から３万円の負担が請求されるので、これに対しての一時金として支払いをするもの

全会一致可決

●平成20年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定める

既決額に１千６百22万１千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ18億７千６百13万５千円とする

質問　武山議員
林業費補助金で（県単事業１００％補助）なぜ減額になったのか。

答弁　産業建設課長
作業道の未実施が２件発生したもので来年度に行う予定

質問　増井議員
総務費の備品購入費で４百83万円とあるが予算計上の前に慎重な審議をしているのか。

答弁　総務課長
今現在は合い見積りの段階ではあるので購入時にはそれなりの手だてはする。

質問　田村議員
庁舎空調修繕費の１百57万５千円はどの程度の修繕になるのか又新規にやり変える検討はしているのか

答弁　総務課長
今回の補正は二つ有る機械の内の一つを修繕するもの。検討はしている。

質問　横本議員
小規模作業所開設支援事業費補助金についての説明を

答弁　住民課長
県が法定に移行する事を前程として開設する事業所の補助金。ひかり法人としては２年間の実績を基にひかり運営の中に組み込むもの。確約的なものはまだない。

執行部より小規模作業所開設支援事業費補助金の取り下げ、平成20年度三原村一般会計補正予算を既決額に１千４百99万６千円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億７千４百91万円とするもの。

全会一致可決

●平成20年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算

歳入歳出予算総額に３百60万円を追加し歳入歳出をそれぞれ２億９千９百21万円とする

全会一致可決

●平成20年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出補正予算

歳入歳出予算総額に、２百万円を追加し歳入歳出をそれぞれ４千４百67万７千円とする

質問　横本議員
薬品代２百万円不足と言う事ですが、毎年最後に不足が出るのはなぜか

答弁　住民課長
前年予算１千30万円の薬品代これを見込んで１千万円計上したが、病人が多く不足が出たので２百万円追加を願うもの

全会一致可決

●平成20年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算

歳入歳出予算総額に、百万円を減額し歳入歳出それぞれ２億３千２百６万円とする

全会一致可決

追加議案

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正

村長の給料月額を平成21年１月１日から平成21年１月31日までの間、10分の１相当額を減じた額とする

質問　田村議員
村長給与10分１減額の根拠は。

答弁　村長
職員及び私を含め財務規則等適正な処理ができていない部分があり、10分１減額が適当と考えた

質問　沖議員
単に不適切な事務処理だけの減額なのか

答弁　村長
村民に損害を与えた可能性が想定され色々な条件を考え、金額を考えた。

平成19年度三原村決算審査特別委員会に付託

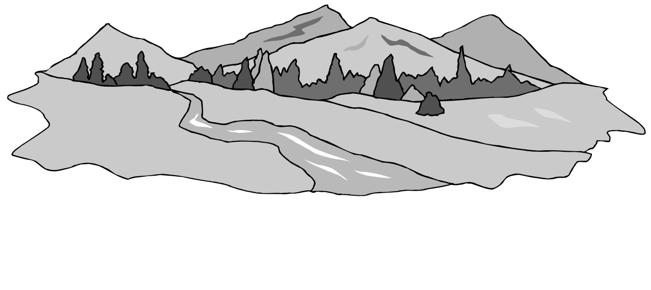

《住民税・国保税》 申告・納税相談のお知らせ

本年度も下記の日程で納税相談を行います。

●対象期間

平成２０年１月１日から平成２０年１２月３１日までの１年間。

●申告しなければならない人

生活保護家庭の方と、税務署へ確定申告を提出される方を除く全員。

●申告に持参していただくもの

１.印鑑

２.所得の計算できる資料

勤務先、事業所の発行した賃金、給料支払額報告書。

農業・営業・その他の事業は、売上、支払、必要経費の計算できる資料・領収書・関係帳簿等。

農機具を新しく購入した場合などは、必ず機種、年式等も確認してください。

３.所得控除の明細

生命保険料（領収、証明書が必要）・損害保険料（領収、証明書が必要）・医療費控除（領収書）

※「医療費のお知らせ」は領収書とはみなされません。

	地区	月日(曜日)	申告受付時間		備考
日程表	下切	３／ ２(月)	午前	9:00～11:30	受付場所：各部落集会所及び公会堂
	亀ノ川	３／ ２(月)	午後	1:30～ 4:00	
	広野	３／ ３(火)	午前	9:00～11:30	
	柚ノ木	３／ ５(木)	一日	9:00～ 3:00	
	宮ノ川	３／ ６(金)	一日	9:00～ 3:00	
	来栖野	３／ ９(月)	午前	9:00～11:30	
	皆尾	３／ ９(月)	午後	1:30～ 4:00	
	芳井	３／ ３(火)	午後	1:30～ 4:00	
	下長谷	３／１０(火)	一日	9:00～ 3:00	
	上下長谷	３／１２(木)	午前	9:00～11:30	
	上長谷	３／１２(木)	午後	1:30～ 4:00	
	狼内	３／１３(金)	午前	9:00～11:30	
	成山	３／１３(金)	午後	1:30～ 4:00	

※ 上記相談日に、都合により来られない方は、必ず役場で申告してください。
但し、上記期間中は午後４時以降にお願いします。

確定申告のご案内

所得税の確定申告と納税は、３月16日（月）まで

○ 税務署での申告相談及び確定申告書の受付が始まります。

平成20年分所得税確定申告の税務署における申告相談及び確定申告書の受付は、**平成21年２月16日（月）から平成21年３月16日（月）**までです。

確定申告書は、郵送等又は税務署の時間外収受箱に投かんすることにより提出することができます。

○ 消費税及び地方消費税の確定申告（個人事業者）は、正しくお早めに

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税は、３月31日（火）までとなっています。

期限を過ぎて申告や納税をされますと、本税のほかに加算税や延滞税が必要となる場合がありますので、お早めに申告と納税をお済ませください。

（消費税の確定申告をしなければならない人）

○ 平成18年中の課税売上高が１千万円を超える人

○ 平成18年中の課税売上高が１千万円以下の人で、平成19年12月31日（月）までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している人

※ 平成18年分の課税売上高が１千万円を超える方は、平成20年中に課税売上や課税仕入がある場合、当該課税売上高が１千万円以下であっても消費税及び地方消費税の確定申告が必要になります。

譲渡所得関係

○　株式等を売ったときは？

株式をお売りになった方は、申告が必要です。ただし、証券会社を通じて、特定口座における源泉徴収を選択した場合には、申告を不要とすることができます。

また、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受けるためには、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の繰越用）」を添付した確定申告書の提出が必要です。

なお、所得税の申告と納税は、３月16日（月）までです。

贈与税関係

○　贈与税の申告と納税をお忘れなく

平成20年１月１日から平成20年12月31日の１年間に、個人からもらった財産の価額が110万円を超えると、贈与税の申告と納税が必要となります。

平成20年分の贈与税の申告と納税は、３月16日（月）までです。

なお、贈与により取得した財産について、相続時精算課税制度の適用を受ける場合には、申告期限までに贈与税の申告が必要となりますのでご注意ください。

詳しくは、中村税務署へ。（電話による一般的なご相談は、電話相談センターで承ります。）

○　**平成20年分の贈与税の申告の窓口での相談は、**
平成21年２月２日（月）から平成21年３月16日（月）までです。

e-Taxを利用して早期還付を！

○　e-Taxを利用して提出された所得税、個人事業者の消費税（地方消費税を含む）の還付申告書は、早期処理しています（３週間程度に短縮）。

なお、入力もれなどがあると、還付処理に日数がかかる場合がありますのでご注意ください。

相　談　窓　口

○　タックスアンサー（高知県地域　TEL　088-825-2299）

電話での相談に、コンピュータが24時間年中無休で自動的に回答します。利用する際には、タックスアンサー用のコード番号が必要です。

タックスアンサーコード表は、税務署や市町村役場の窓口に用意してありますし、ファックスでも入手できます。また、インターネットでもご利用いただけます。

【タックスアンサーホームページアドレス　http://www. nta.go.jp/ taxanswer】

○　中村税務署　　所在地　四万十市中村新町４-４　　TEL　0880-35-2135

（電話による一般的なご相談は、電話相談センターで承ります。）

税務署には、次のコーナーを設置しています。利用できる時間は、午前９時～午後５時の間です。

・申告書作成コーナー

確定申告書の作成・記載方法について分からないことがあれば、職員がアドバイスし、ご自身で申告書を作成していただきます。

・パソコンコーナー（所得税・個人事業者の消費税（地方消費税を含む）・贈与税）

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用できるパソコンを相談会場に設置しています。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のご利用を

○　**インターネットで簡単に申告書の作成ができます（サービス提供開始は１月上旬予定となっています。）**

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、所得税、贈与税及び個人事業者の消費税（地方消費税を含む）の申告書などを簡単に作成することができます。

作成した申告書はインターネットを利用して、Ａ４サイズの普通紙に印刷し、添付書類とともに申告書を税務署へ提出してください。

是非、チャレンジしてみませんか？アクセスは、**http://www.nta.go.jp**

確定申告書等作成コーナーヘルプデスク　０５７０－０３９１５７
受付時間等　平日（月～金）の午前９時～午後５時（祝日等を除きます。）
（受付時間等は変更になる場合があります。）

※　国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用すればさらに便利になります。このシステムに関する手続きの詳細はe-Taxホームページをご覧ください。

インターネットで申告書用紙がダウンロードできます

○　早い・簡単・便利　申告書はインターネットでダウンロード！

わざわざ税務署や市町村役場へ出向かなくても、国税庁ホームページから、確定申告書用紙や収支内訳書用紙がダウンロードできます。とても簡単・便利です。是非ご利用ください。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）

○　さらに便利で使いやすく！イータックス。

自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。

また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、そのまま電子申告することができます。是非ご利用ください。

※　このシステムに関する手続きの詳細は、e-Taxホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

○　イータックスを使えば、こんなことが大変便利

1　国税庁ホームページから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信することができます。

2　最高5,000円の税額控除

平成20年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。
（平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません）

3　添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。（確定申告期限から３年間、書類の提出又は提示を求められることがあります）

4　還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています（３週間程度に短縮）。

○　利用者識別番号の即時発行

e-Taxを利用するために必要な利用者識別番号が、インターネットによりその場で取得することができます。

○　e-Tax 確定申告期の24時間受付

平成21年１月19日（月）午前８時30分から、所得税の確定申告期限の３月16日（月）までは、24時間e-Taxのご利用が可能です。なお、３月17日（火）の０時を過ぎて受信した平成20年分の所得税確定申告のデータは、確定申告期限後に提出されたものとなりますのでご注意ください。

○　もっと詳しい情報は

e-Taxホームページ（http//www.e-tax.nta.go.jp）

利用開始の手続、ご利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q＆A）など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前に是非ご覧ください。

振替納税の利用拡大

○　振替納税制度のご利用を

所得税や個人事業者の消費税（地方消費税を含む）の納税の方法に、振替納税制度があります。この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって、納税することができるので、手数が少なくて済みます。また、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく、大変便利です。振替納税のご利用をお勧めします。新たに振替納税を希望される場合は、税務署又は預貯金先の金融機関に、「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

にせ税理士の排除

○　にせ税理士行為にご用心

税理士又は税理士法人でない者が、税務署等に提出する申告書や申請書の作成などの業務を行った場合は、法律によって罰せられます。税理士又は税理士法人でない者が、税理士まがいの行為を行うことを「にせ税理士行為」と呼んでいます。このような者に、税務代理や税務書類の作成などを依頼したために、不当な報酬を要求されたり、不測の損害を被った例が少なくありませんので、十分ご注意ください。

○　バッジの確認　お忘れなく

納税者の依頼により、業として確定申告書の作成や税務相談ができるのは、税理士又は税理士法人に限られています。税理士は、税理士法人に属する税理士も含めて、すべて税理士証票（身分証明書）を持ち、税理士バッジを着けています。

税の窓

総務課　税務係

事業主（給与支払者）には、
個人住民税の特別徴収義務があります

個人住民税の特別徴収とは

事業所において、毎月の給与を支給される際に、従業員の個人住民税（村民税＋県民税）を給与から天引き（特別徴収）して該当市町村に納めていただく制度です。

地方税法第３２１条の４及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業主（給与支払者）はすべて、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定されており、所得税と同様、住民税を給与天引（特別徴収）する義務があります。

ただし、所得税の源泉徴収とは異なり、天引きする額は税務係から通知します。所得税のような税額計算や年末調整をする手間はかかりません。

従業員にとってたいへん便利な制度です

この制度は、「従業員が個々に納税のために金融機関に行く手間が省ける」「住民税の納め忘れがなくなる」など、納税者である従業員にとってたいへん便利な制度です。

また、普通徴収が原則として年４回払いであるのに対し、特別徴収は年１２回払いになるので、従業員（納税者）の１回当たりの負担が少なくてすみます。

なぜ今、特別徴収なのか

所得税から住民税への税源移譲に伴い、住民税額が増加して、滞納の増加が懸念されています。税負担の公平性を確保するためには、特別徴収の実施を徹底する必要があります。

納期の特例があります

毎月の給与から天引きした税は、翌月の１０日までに、金融機関等を通じ市町村へ納めていただくことになりますが　従業員が常時１０名未満の事業所は　申請により年１２回の納期を年２回とすることもできます。

特別徴収事務の流れ

◎平成２１年１月　　＊以下21年実施を想定した日程

給与支払報告書を従業員の住所地市町村に提出する際、総括表の右下の「前年度分の特別徴収義務者指定番号」の欄に朱書きで「特別徴収実施」と記載してください。

◎平成２１年５月中旬

特別徴収を行う従業員の住所地がある市町村から貴事業所に、特別徴収税額の決定通知書（事業所用・納税義務者用）、納入書などを送付します。（税額の決定通知書（納税義務者用）は、該当の従業員に配布していただきます。）

◎平成２１年６月

６月分給料日から天引きを開始します（翌年５月まで毎月）。

◎平成２１年７月１０日

６月分として天引きされた住民税は、７月１０日までに、所定の納入書によって、金融機関等から村に納付していただきます。７月分以降も同様です。

（注）事業主は、特別徴収をしている方が年度の途中で退職・休職等され、給与天引(特別徴収）ができなくなった場合は、速やかに、所定の異動届出書を提出する必要があります。

生き生き高知・長寿憲章

～つなぎあう　心　てのひら　全ての世代～

わたしたちの高知では、四季の移ろい豊かな自然のなかで、人々の暖かい心がはぐくまれてきました。

高知には、「子どもしかるな、来た道よ。老いを笑うな、行く道よ。」という言い伝えがあります。人はみな来た道と行く道を抱えて、人生を旅します。

道中が平穏で幸せであることは誰もの願いです。

支えあい、助けあい「高知に住んで良かった。生きてきて良かった。」と思える社会をめざして、この憲章を定めます。

わたしたちは

- ともに支え合い、安心して暮らせる地域社会をつくります。
- 健やかな心と体づくりにつとめます。
- 自分らしい日々の生活をおくり、お互いを尊重します。
- 生涯学び、持てる力を社会のために活かします。
- 明るく、楽しく、世代を越えて、ともに活動します。
- ふるさとの自然や文化を子どもたちにつなぎます。

（平成 11 年 10 月制定：高知県長寿憲章）

私たちは、この憲章を大切にすることを誓います。　三原村

国民年金だより

国民年金保険料の納付は「口座振替」による前納がお得です。

一年前納（四月～翌年三月分）および六ヶ月前納（四月～九月分・十月～翌年三月分）は、**「口座振替」をご利用いただくと、納付書（現金）で前納するよりも割引額が高く、さらにお得になります。**

○月々の納付も口座振替の「早割」ならお得です

口座振替による毎月納付の場合、通常の振替日は翌月末ですが、**当月末振替の「早割」**をご利用いただくと、保険料が割引となりお得です。

（例：３月中に登録をした場合）

～通常の口座振替～
（翌月末振替）

保険料		口座振替月
３月分	⇨	４月末日
４月分	⇨	５月末日
５月分	⇨	６月末日

⇩

～早割の口座振替～
（当月末振替）

保険料		口座振替月
３月分 ４月分	⇨	４月末日
５月分	⇨	５月末日
６月分	⇨	６月末日

※月末が金融機関の非営業日の場合、振替日は翌営業日となります

※早割の初回振替は原則２ヶ月分（前月分・当月分）となります
また、割引は４月（当月）分以降の保険料からとなります

《参考》平成21年度割引額

平成２１年度 保険料14,660円

～現金納付の場合～

毎月納付	割引なし
6ケ月前納	７１０円
１年前納	3,１２０円

⇩

～口座振替の場合～

毎月納付	50円
6ケ月前納	1,000円
１年前納	3.690円

※早割を利用した場合

○口座振替のお申し込みは…

年金手帳または納付書、預(貯)金通帳、預(貯)金通帳の届出印を持って、金融機関や郵便局またはお近くの社会保険事務所までお申し込みください。（金融機関でのお申込みは二月末日までにお願いします）

なお、口座振替による一年前納および六ヶ月前納（四月～九月分）は、四月末日の引き落としとなります。

※すでに口座振替で前納をされている方につきましては、あらためてお申し込みいただく必要はありません。

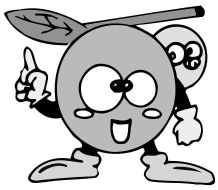

○クレジットカード納付について

クレジットカード納付は被保険者ご自身から事前にお申し込みいただき、以後、継続的にクレジットカード会社が立替納付を行うものです。(クレジットカードを提示され、直接納付いただく方法ではありません)

クレジットカード納付をご希望の場合は、社会保険事務所へお申し込みください。なお、クレジット納付では口座振込による毎月振替【早割】は適用されません。また、６ヶ月前納・１年前納の割引額は現金納付の割引額となります。

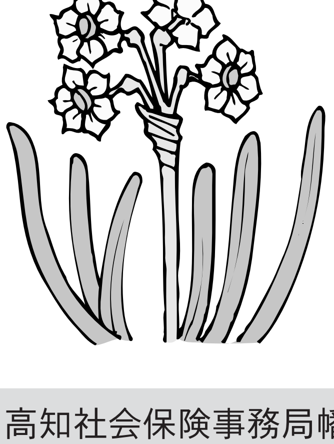

お問い合わせは
高知社会保険事務局幡多事務所（0880-34-1616）
三原村役場住民課年金係（0880-46-2404）

振替加算について

◎ **振替加算とは・・・**

配偶者が受けている老齢厚生年金、障害厚生年金や退職共済年金に加算されている加給年金額の対象者になっている方が六十五歳になると、それまで配偶者に支給されていた加給年金額が打ち切られます。このとき、加給年金額の対象者であったご本人自身が次の条件を満たした場合に、ご本人の老齢基礎年金に加算されます。

◇ご本人が老齢基礎年金を受給する資格を得たとき（満六十五歳到達時）において、その配偶者が受けている加給年金額の対象となっていたこと

◇生年月日が大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までであること

◎振替加算の額は、大正十五年四月二日から昭和二年四月一日生まれの方については配偶者加給年金額と同額（二二七，九〇〇円）で、それ以降年齢が若くなるごとに減額されていきます。

この金額は、昭和六十一年に国民年金法が改正されるまで、配偶　者が被用者年金に加入している間の専業主婦の方は加入義務がなかったため、満額の老齢基礎年金を受けられない分を保障する目的があるので、若くなるほど安く設定されています。

◎手続きについて

通常は、自動的に加算されますが、ご本人が老齢基礎年金を受給し始めた後に配偶者の老齢厚生年金等の受給権が発生した場合など、手続きが必要なことがあります。

便利でお得な「前納制度」をご利用ください。

一年間の国民年金保険料をまとめて納付する「前納制度」をご利用いただくと、保険料が割引となりお得です。

四月からの前納を現金納付で希望される方は、四月に社会保険庁から送付される「国民年金保険料納付案内書」に添付された前納用納付書で四月末日までに金融機関・コンビニエンスストア等で納付してください。

《平成二十一年度の保険料額》

※金額については二月一日決定予定です。確定次第※以下は削除もしくは金額の訂正お願いします。

平成二十一年四月から月額一四，六六〇円です。

一年分　☆定額保険料　一七五，九二〇円

　　　　☆前納保険料　一七二，八〇〇円　↓

　　　　☆三，一二〇円もお得です。

毎月の納付も、口座振替の「早割」なら月額五〇円お得です。

くわしくは、社会保険事務所へお問合せください。

保育所入所あんない

受付期間：平成２１年２月２日（月）～２月２０日（金）

４月から新たに三原村立三原保育所に入所を希望される方について、住民課（保健センター内）で入所の手続きを行います。申請の際には印鑑をご持参ください。

なお、現在入所されている児童で、引き続き入所を希望される方については手続きの必要はありません。また年度途中に入所することもできます。

《入所希望理由について》

保育所は、保育に欠ける児童を収容する施設です。したがって、就学前の教育のため、また本人が希望するからという理由では入所できません。

保育所に入所できる児童は、その家庭が次のいずれかの事情にある場合です。

- ○昼間に居宅外で労働することを常態としていること
- ○昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること
- ○妊娠中であるか、または出産後間がないこと
- ○病気やケガにより、または精神や身体に障害を有していること
- ○長期にわたる病人や心身に障害を有する状態にある家族を常時介護していること
- ○震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっていること
- ○求職活動していること

問い合わせ　三原村保健センター内、住民課保育係　電話　４６－２４０４

人権問題に関する関心

三原村教育委員会では村民の皆様の人権課題についての考えを取り入れ、今後の本村の人権教育、啓発活動に活かしていくため、平成18年度に人権問題に関する村民の意識調査を実施いたしました。下のグラフは意識調査の回答を集計し、分析したものを表にしたもので人権問題に関する関心について調査したものであり、関心が高い人権課題について1つ選んでいただいたものです。

〇配布数　300名（20歳以上の男女を住民基本台帳より無作為抽出）
〇回収率　49.7%
〇回答率　96.0%（この設問に対する回答率）

（1）あなたはどのような人権問題に関心がありますか（1つ選択）

1. 障害者の問題
2. 同和問題
3. 高齢者の問題
4. 女性の問題
5. 子どもの問題
6. 外国人の問題
7. HIV（エイズウィルス）感染者等の問題
8. その他

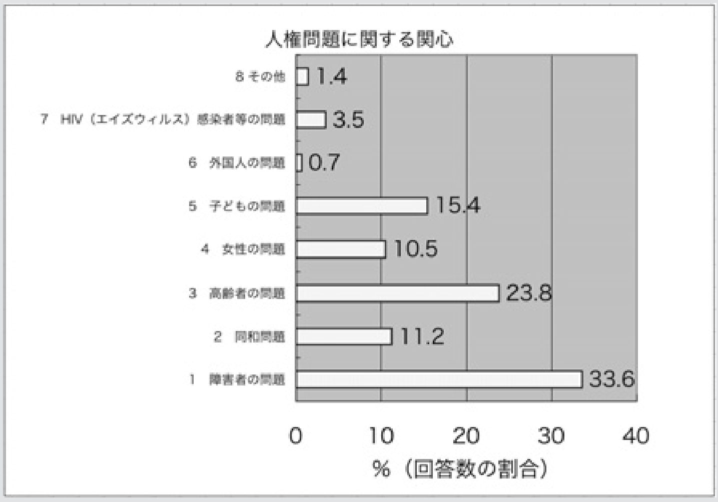

〇集計結果について

この設問はどのような人権課題について関心が高いかというものです。関心の高い人権課題としては、高い順に「障害者の問題」（33.6%）、「高齢者の問題」（23.8%）、「子どもの問題」（14.5%）、「同和問題」（11.2%）、「女性の問題」（10.5%）、「HIV（エイズウィルス）感染者等の問題」（3.5%）、「その他」（1.4%）、「外国人の問題」（0.7%）となっており「高齢者の問題」や「障害者の問題」、「子どもの問題」、「同和問題」など本村では身近に感じられるであろう課題が高い割合となる結果となりました。
しかしながら関心の割合が低い人権課題だからといって軽視してもよいということでありません。誰もが住み良い社会を実現していくためにはすべての人達の人権が尊重されることが大切なのです。

＊意識調査にご協力いただきありがとうございました。今回掲載させていただいたものは意識調査の設問1にあたる部分の集計結果です。
今後とも本村の人権教育、啓発事業への村民の皆様のご協力をお願いいたします。

平成21年度

公民館教室生募集

初心者の方、大歓迎です！誘い合って、ご参加ください。

◎一般の方対象の教室

教室名	（講師名）	開催日	開催時間	場所	備考
書　道	（小橋　司）	第1火曜日	19:30～21:00	講義室	材料代実費
生花 池坊	（加用　則子）	第2火曜日	19:30～21:00	和室	花代実費
生花 小原流	（岡村　はな子）	第2木曜日	19:30～21:30	和室	〃
詩　吟	（今城　進）	第2水曜日	19:30～21:00	講義室	
民　踊	（澤田　美佐子）	第2水曜日	13:30～15:00	講義室	
写　真	（未定）	未定	未定	講義室	初心者対象
絵手紙	（西川　満壽代）	第4土曜日	13:30～15:00	講義室	材料代実費
英会話	（中平　五月）	第1水曜日	19:30～20:30	講義室	
コーラス	（岡本　寿栄子）	第1金曜日	19:30～21:10	音楽室	

◎小学生対象の教室

教室名	開催日	開催時間	場所	備考
こどもゴルフ	第3土曜日	9:00～11:00	蛍湖ゴルフパーク	参加費実費
親子料理	第4土曜日	9:30～11:30	小学校調理室	材料代実費

※開催日、開催時間は変更する場合があります。

なお、21年度は新しく「和裁教室」と「フォークダンス教室」「健康体操教室」を開講する予定です。実施日については、まだ、未定ですが、和裁を習ってみたい方、楽しくからだを動かしてみようか、という方などなど……ぜひ、お申し込みください。
また、ほかに希望する教室などがありましたら、ご提案ください。

電話 46―2559　　FAX 46―2560

コーラス教室生

民謡教室生

農業委員会だより

三原村農業委員会

平成21年2月

農業委員の役割　3

　農業委員会の業務の柱は、優良農地を守り、有効利用するための取り組みです。
　法令に基づく必須の業務として農業委員会法第６条１項に位置づけられており、農地法や農業経営基盤強化促進法、特定農地貸付け法、農振法、土地改良法等の法律に基づくもので、農業委員会でなければできない業務です。

○ 農地法に基づく業務

① 農地の権利移動の審査・許可業務

　農地または採草牧地の所有権、賃借権、その他の使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利等）を設定し、または移転するときには、当事者は農地法第３条の規定により、農業委員会の許可を受けなければなりません。
　もし、当事者が、その住所のある市町村の区域外にある農地等の権利を習得する場合は、県知事の許可が必要となります。（その場合も、農業委員会で審議して知事許可となります。）

②農地転用の業務（4条転用と5条転用）

　農地の転用には、農地の所有者が自ら農地を農地以外に転用する場合と農地をもたない人が農地を買ったり借りたりして、転用する場合があります。農地法では、前者を第４条転用、後者を第５条転用と呼び、農業委員会経由で知事の許可を受けなければなりません。
　なお農地の無断転用をした者については、最高で３００万円の罰金が課せられます。

農家意向調査ご協力のお礼

　耕作放棄地対策、担い手への農地の利用集積や農業振興に役立てるための「農家意向調査」を昨年１２月に実施したところ、各区長さんのご協力をいただき、回収作業が進み、集計作業を行っております。
　集計結果がでましたら、広報で皆様にお知らせしたいと思っております。
　調査にご協力いただき、ありがとうございました。

遊休農地をなくしましょう ！

　農地を転用する場合や、農地でお困りのことなどありましたら、お気軽に各地区の農業委員にご相談ください。
　農業委員会事務局：三原村役場内　TEL46－2111

お知らせ

犬の譲渡会について

平成20年11月26日(水)午前９時40分～四万十市古津賀において犬の譲渡会が行なわれました。譲渡会は、飼えなくなった子犬を飼いたい人に譲るという会で、数頭の子犬がいる柵の中より自分の気に入った子犬を譲ってくれます。

①飼えなくなった犬を、捨てるのではなく、飼いたい人に譲ることは犬にとっても幸せなことです。

②人気のある犬は、抽選をします。飼い主が決まったら正しく犬を飼う為の講習会(１時間程度)が開かれます。(右写真)

③講習会終了後に犬が譲られます。

④講習会では、養育の際の必需品のサンプル(犬の餌、ドリンク、散歩時の糞を採るための袋など)が入ったバッグがもらえます。

正しく犬を飼う為の講習を受け、うれしそうに帰っていく新しい飼い主に、連れられた子犬もうれしそうでした。

このように、生まれた子犬を捨てるのではなく、こういう機会に譲ってみてはどうですか？
譲渡会は年に４回程度開催され、次回は、2月25日(水)に**小動物管理センター**(四万十市古津賀3069-4)で行なわれます。

詳しいお問い合わせは

三原村住民課(46-2404)若しくは、**幡多福祉保健所**(34-5119)にご連絡下さい。

お知らせ

予備自衛官補募集

受付時間	第1回：平成21年1月5日　(月）～4月13日（月） 第2回：平成21年7月21日（火）～10月9日（金）
受験資格	一般公募：日本国籍を有し、18歳以上34歳未満の者 技能公募：日本国籍を有し、18歳以上55歳未満の国家免許資格等を有する者（衛生、整備、情報処理、通信、電気、建設等）細部については下記の連絡先までご連絡ください。
試験日	第1回：平成21年4月18日　(土)　～4月20日（月） 第2回：平成21年10月17日（土）～10月19日（月）　＊いずれか1日を指定します。
試験会場	一般公募：高知市内 技能公募：受付時お知らせします。

【手当等】・教育訓練招集手当：日額7,900円（教育訓練参加日数分支給）
・教育訓練招集旅費：教育訓練招集教育訓練に参加する場合、自宅からの教育訓練実施駐屯地まで交通費を支給します。

詳しい内容については
〒787-0033　四万十市中村大橋通り６‐３‐７
自衛隊四万十地域事務所まで
TEL ０８８０－３５－３０９６

お知らせ

牧野富太郎の道を歩くin三原村

～三原村の自然や歴史を味わい散策～

牧野富太郎博士が植物調査した道を散策するイベントを平成20年11月30日に開催しました。このイベントは、三原村の希少な植生や文化を生かした地域づくりを行うため、住民らで組織した四万十かいどう推進協議会が主催。

当日は県内外から60名の方が参加して、牧野博士が調査で訪れたと記される宮ノ川地区を舞台に、牧野植物園稲垣典年さんらの案内で約5キロを散策した。

また、昔行われていたカタシ油搾りを復活させ、参加者に油搾りを体験してもらい、地域の文化にも触れながら、村の豊かな自然を満喫してもらう事ができた。

なお、このイベントを開催するために「ツバキ」や「サザンカ」の実の収集にご協力下さいました皆様、ほんとにありがとうございました。書面にてお礼を申し上げると共に今後ともご協力をお願い申し上げます。

【四万十かいどう推進協議会　三原支部】

お知らせ

裁判員制度説明会兼法廷見学会

平成２１年５月２１日から裁判員制度が始まります。
高知地方裁判所では，次のとおり，裁判員制度の説明会及び法廷見学会を実施します。
裁判員制度の内容や手続の分かりやすい説明を聞いたり，実際の法廷や評議室を体感してみませんか。
ご応募お待ちしております

◆日程　平成２１年　２月１９日（木）　午後３時～午後３時５０分
平成２１年　３月１９日（木）　午後３時～午後３時５０分

◆集合場所　高知地方裁判所　６階 大会議室

◆内容　裁判官による裁判員制度説明法廷等見学（裁判員候補者待機室・質問手続室・法廷・評議室）(法廷見学は，裁判がある場合は,裁判傍聴になります。）

◆人数　毎回先着４０名様

◆申込方法　高知地方裁判所総務課庶務係へ電話でお申し込みください。

電話番号 **088-822-0340**　内線**607～609**

高知県グランド･ゴルフ協会から 車椅子４台が寄贈されました

高知県グランド・ゴルフ協会では、県大会でホールインワンを出した人からの寄付金を積み立てた中から、三原村に車椅子４台の寄附をしていただきました。

この車椅子４台は、村の社会福祉協議会に贈り村民の方々に無料で貸し出しすることとしています。

「青色回転灯」装着について

高知県教育委員会の委託事業として柚ノ木の大塚　準さんに小中学校の登下校を見守っていただくスクールガードリーダーとして活躍していただいておりますが、このほど防犯活動を兼ねて村内を巡視していただくため大塚さんの車に「青色回転灯」を装着していただくこととしました。

この事業は、組織的な取り組みが必要ですので、教育委員と教育委員会事務局全員が講習を受け事業所としての登録をしました。

私達は、できるだけ村内を巡回し、子どもたちの安全と防犯活動に力を入れてまいりますが、不審者を見つけましたらまず警察へご連絡いただきますようお願いします。

「日曜･遺言等公証法律相談」

相談担当者	高知地方法務局所属　　中村公証役場公証人
予　約　制	**平日に事前に電話で予約**してください。 （予約電話番号　　0880-34-1728）
相　談　日	平成２１年２月２２日（第４日曜日） 平成２１年３月２９日（第５日曜日）
開催時間	午前９時から午後５時ころまで。（１組約50分）
場　　　所	中村公証役場 （四万十市中村大橋通６丁目３番７号 第一とらやビル４階）
相談内容	遺言のほか、相続、金銭・不動産の貸借、離婚に伴う養育料・慰謝料・財産分与、高齢者等の財産管理　など

税務係からお知らせ

✤国民健康保険税　　８期分
３月２日納期

✤固定資産税　　　　４期分
３月31日納期

よろしくお願いします。

成人式

三原村農業構造改善センター
平成21年1月2日

「どぶろく組合」のみなさん おめでとうございます。

「立ち上がる農山漁村」の選定を受けました。

農林水産業を核として自分たちの力でさまざまな活動を行い、地域を元気にしている人たちの事例を集め、首相官邸で行われる有識者会議で「立ち上がる農山漁村」としてどぶろく組合のみなさんが選定されました。これは、三原村の地域資源である「みはら米」を最大限に活用し、地域に活性化をもたらしたことが評価されたものです。

今後も、益々地域に活力と元気を与えるリーダーとして活躍を期待いたします。

おめでとうございました。

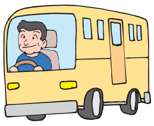

バス停留所改装

前号でも紹介しましたが、診療所前バス停留所を住民の善意により改装していただきました。その完成写真を掲載するとともに、あらためてお礼を申し上げます。

本当にありがとうございました。

こんなにきれいになりました。

■編集・発行／三原村総務課　〒787-0892　高知県幡多郡三原村来栖野三四六番地